

各種保健事業会計年度任用職員の おしごとQ&A

◆共通編◆



Q. 准看護師も受験可能？

A. はい、可能です。区分①～③は、准看護師免許をお持ちであれば受験できます。

Q. 年齢制限はある？

A. ありません。年齢に関係なく、ご本人の意欲次第で受験が可能です。現在も幅広い年齢層の方々が働いています。

ただし、乳幼児健診については短時間で多数の乳幼児が受診されるため、繁忙なことがありますので、体力に自信のある方を求めています。また、事故のないよう気配りも大切で、同時に多項目を列記した予診票等に正しく記入する作業もあり、注意力と作業の正確さが必要となります。

Q. 男性も働ける？

A. はい、もちろんです。男性のご応募もお待ちしております。

Q. 外国人も働ける？

A. 日本での永住許可を受けている方または特別永住者の方は、受験可能です。在留期間に制限のある方は受験できません。

受験申込には、在留カードまたは特別永住者証明書の写しを添付してください。

Q. この仕事に就いている人は何人いるの？

A. 令和8年2月1日現在の在籍者数は、次のとおりです。

区分①（各種健康診査及び予防接種等）	60名	区分②（H I V等検査）	8名
区分③（訪問指導）	10名		

Q. 休日は？

A. 週2日以上です。土曜日、日曜日、祝日、年末年始に加えて、毎月お送りするシフト表で勤務予定のない日が休日となります。

Q. 休暇制度は？

A. 6か月以上継続して勤務された場合、勤務日数に応じて有給休暇があります。

Q. 給与の支給方法は？

A. 月末締めで勤務実績分を翌月17日頃に、ご本人名義の口座へ振り込みます。

Q. 交通費はどうなるの？

A. ご自宅⇄勤務場所の往復交通費（実費）を月末締めで給与と併せて支給します。

Q. 書類の切手代などは出るの？

A. 業務上の手続きは基本的に書面でのやり取りとなりますが、その際の切手代やFAX、メールの通信費等につきましては、ご負担いただくこととなります。

Q. 昇給や手当はあるの？

A. 昇給、賞与、退職金を含む諸手当はありません。

Q. 社会保険や福利厚生は？

A. 公務災害等（いわゆる労災事故）は、大阪市の条例が適用されます。恒常的に週20時間以上勤務される場合のみ、その他の社会保険、雇用保険が適用されます。

そのほか、年1回、結核検診・B型肝炎検査を実施します。

Q. 契約更新はあるの？

A. 任用期間（雇用期間）満了後、勤務実績に応じて再度任用される場合があります。
(2回まで最長3年)

Q. 育児中でも働ける？

A. はい、もちろんです。育児中や妊娠・出産、育児などでブランクのある職員も多数在籍し、育児経験を活かして働いています。

Q. 未経験でも大丈夫？

A. 採用時の研修をはじめとして、採用後初めての勤務のときには事業ごと・職種ごとに職員（保健師、看護師、歯科衛生士、管理栄養士）が丁寧に指導します。乳幼児健診等のお仕事は、採用後のフォロー研修もあります。初めての方でも安心して働いていただける環境です。（ただし、訪問指導業務については、実務経験を有する方が望ましいです。）

Q. 他の仕事（民間クリニックなど）と兼業できる？

A. はい、可能です。職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律については適用されますが、営利企業等の従事制限は適用されません。ただし、本市において、週2以上の勤務が可能な範囲において兼業いただきますようお願いいたします。

Q. 免許証が旧姓のままでも受験できる？

A. 原則、変更前の免許証では受験できません。

婚姻等により姓名が変わっている場合、必ず書換えを行ってください。

新しい姓名の免許証がお手元に届くまで、数カ月かかりますので、早急に手続きをお願いいたします。

《これから手続きをする場合》

保健師・看護師（准看護師）免許証は、書換え申請時に窓口で免許証書換え中であることの証明書交付を依頼し、受験申込には、その証明書を必ず添付してください。

各種保健事業会計年度任用職員の おしごとQ & A

◆区分①（各種健康診査及び予防接種等業務）編◆

Q. どんな仕事をするの？

A. 各種健康診査及び予防接種等業務では現在2種類の事業を実施しています。

この2事業は固定でなく、シフト表により勤務日ごとに指定された事業でお仕事をさせていただきます。

例) 5/10…○○区 3歳児健診（計測）

5/18…□□区 被爆者健診（採血）

5/19…◎◎区 1歳6か月児健診（診察介助）

⋮

どのお仕事も会場設営から始まり、下線部の業務にそれぞれ1～3人配置されます。それ以外の業務（会場設営等）は、保健福祉センター職員などと全員で行います。

①：乳幼児健康診査（3か月児・1歳6か月児・3歳児）

…身長体重などの計測、内科診察の介助、眼科屈折検査、使用物品の準備、健診結果の集計、カンファレンス、会場設営・後片付け

②：被爆者健康診断 ※毎年春季と秋季に実施します。

…予診と血圧測定、採血（真空採血管またはディスポーザブル注射器を使用）、医師診察の介助、カンファレンス、会場設営、後片付け

Q. どこで働くの？

A. 大阪市内の24区保健福祉センター及び分館のほか、南港ポートタウン管理センターです。勤務場所は固定ではなく、毎月のシフト表で勤務日ごとに勤務場所を指定します。

Q. 勤務場所は選べるの？

A. 残念ながら選べません。居住地や交通の便などを総合的に判断し、出来る限り通勤

しやすい場所を指定します。ただし、原則は広範囲での勤務となります。

Q. 勤務日は？

A. 所定の勤務日数はありません。1カ月分の勤務予定表で指定された日が、お仕事を
していただく日となります。（毎月、翌々月の勤務可能日を紙面で照会し、勤務可能
とお答えいただいた日の中でシフト表を作成します。）

※この事業では特に週2日以上勤務できる方を求めています。

Q. 勤務時間は？

A. 9時～17時30分（原則）までの間で、健診などの準備～実施～片付け・カンファ
レンスまでが勤務時間になります。

午後からのお仕事が多く、勤務時間（所要時間）は、乳幼児健診が約3時間、被爆
者健診が約1時間半程度です。午前に実施されるものもあります。

Q. 制服はあるの？

A. 予防衣（乳幼児健診用）・白衣（被爆者健診用）を貸与します。

Q. 1カ月の収入はどれくらい？

A. 勤務日数によって大きく変動しますが、令和6年度の平均給与額（交通費を除く）
は、約52,300円（従事平均：7.7日/月）です。

各種保健事業会計年度任用職員の おしごとQ&A

◆区分②（H I V等検査業務）編◆

Q. どんな仕事をするの？

A. H I V等検査業務は、原則1～2名でのお仕事になります。

HIV検査及び性感染症検査業務…会場設営・撤去、受検者への検査内容案内(説明)、採血（真空採血管）、尿検体受取、検査結果交付の案内等

Q. どこで働くの？

A. 大阪市の北区・中央区・淀川区保健福祉センター、その他本市が指定した場所です。

※令和8年2月現在

Q. 勤務場所は選べるの？

A. 残念ながら選べません。居住地や交通の便などを総合的に判断し、出来る限り通勤しやすい場所を指定します。原則、1年間固定の勤務場所でのお仕事になります。

Q. 勤務日は？

A. 所定の勤務日数はありません。担当区（採用時に決定）の事業実施日のうち、1カ月分の勤務予定表で指定された日が勤務日になります。

令和7年度検査実施スケジュール※時間は受付時間（勤務時間ではありません）

	月	火	水	木	金
北区	9:30～11:00	—	14:00～ 15:30	—	9:30～11:00 ※18:00～19:30
中央区	—	9:30～11:00	9:30～11:00	9:30～11:00	即日検査 (従事不要)
淀川区	14:00～15:30	9:30～11:00	—	—	—

※第5金曜日のみ

Q. 勤務時間は？

A. 北区・淀川区は9時または13時30分開始、中央区は午前9時開始（令和7年8月現在）で、準備～実施～検体確認・後片付けまでが勤務時間になります。

令和6年度の平均勤務時間（所要時間）は、約2.5時間程度です。

Q. 制服はあるの？

A. 使い捨てガウンを着用していただきます。

Q. 1カ月の収入はどれくらい？

A. 勤務日数によって大きく変動しますが、令和6年度の平均給与額（交通費を除く）は、約50,600円（従事平均：7.7日／月）です。

各種保健事業会計年度任用職員の おしごとQ&A

◆区分③（訪問指導業務）編◆

Q. どんな仕事をするの？

A. 2種類の事業（健康増進法に基づく訪問指導、介護保険法に基づくサポート型訪問サービス事業）があり、どちらの事業も原則おひとりでのお仕事になります。

Q. どこで働くの？

A. 大阪市内の24区保健福祉センター（採用後に担当区を決定）に出勤し、各区保健福祉センターから区内居住の対象者のご自宅へ訪問します。

Q. 勤務場所は選べるの？

A. 残念ながら選べません。居住地や交通の便などを総合的に勘案し、出来る限り通勤しやすい場所を指定します。原則、1年間固定の勤務場所でのお仕事になります。

Q. 勤務日は？

A. 所定の勤務日数はありません。各自で対象者に訪問日時のアポイントを取り、スケジュール（訪問予定）を組みます。その訪問予定日が勤務日となります。

Q. 勤務時間は？

A. 9時～17時30分（原則）までの間で、各区保健福祉センターに出勤～訪問～保健福祉センター退庁までが勤務時間になります。訪問1件につき約2時間程度（移動時間、各種記録帳票等作成時間を含む）です。

<参考：令和6年度 訪問指導員（看護師）の勤務実績>

- ・勤務日数 月 約0～8日
- ・訪問件数 月 約0～8件

Q. 制服はあるの？

A. 制服はありません。自転車での訪問にふさわしい服装での従事になります。

Q. 1カ月の収入はどれくらい？

A. 勤務日数によって大きく変動しますが、令和6年度の平均給与額（交通費を除く）は、約21,800円（従事平均：9.6時間／月）です。

- ・勤務日数 月 約1～5日